

記入例

※赤い太枠内にご記入いただき押印のうえ、
金融機関に直接ご提出ください。

京丹波町税等預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

(金融機関・ゆうちょ銀行保管)

○年 ○月 ○日

口座名義をご記入ください。

から請求された金額を私名義の下記預貯金口座から口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので、(ゆうちょ銀行を除く)を確約のうえ依頼します。

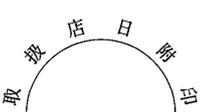
金融機関届出印を押印してください

おなまえ		キョウタンバ タロウ		金融機関届出印	
京丹波 太郎				印	
銀行	ゆうちょ銀行以外	種目コード	166	通帳記号	10
支店	ゆうちょ銀行	通帳番号	0	通帳番号	0
預金種別	1.普通 2.当座 3.納準	払込先口座番号	01060-2-960223	払込先加入者名	京丹波町会計管理者
口座番号	ゆうちょ銀行	払込先口座番号	※水道料金 01090-7-960412	払込先加入者名	京丹波町水道事業 企業出納員

振替日 項目別の払込日
 払込日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) 払込開始年月 ○年 ○月 から

- ー 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行は除く) ー
1. 貴行(庫、組合)に納付書が送付されたときは、私に通知することなく、納付書記載金額を預金口座から引出しの上支払ってください。この場合、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、向払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしません。
 2. 振替日において納付書記載金額が預金口座から払戻すことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)を超えるときは、私に通知することなく、納付書を返却してもさしつかえありません。
 3. この契約を解約するときは、私から貴行(庫、組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないままに長期間にわたり町から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしないかぎり、貴行(庫、組合)はこの契約を終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
 4. この預金口座振替について事前に紛議が生じても、貴行(庫、組合)の責めによる場合を除き、貴行(庫、組合)には迷惑をかけません。
 5. 預金口座振替に関して貴行(庫、組合)から私に対する領収書の送付及び引落消の通知は不要です。※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

- 金融機関使用欄(ゆうちょ銀行を除く)
- (不備返却理由) 核印
1. 貯金取引なし
 2. 記載事項等相違
 3. 印鑑相違
 4. その他
- 印鑑照合
 受付印
 (備考)



押印 (認め印可)

使用者の氏名をご記入ください。

キョウタンバ タロウ		納税(付)	
京丹波 太郎		義務者印	印
〒 622-0201		※役場使用欄※	
住所 京都府船井郡京丹波町下山クラベシ41番地			
電話番号 0771(83)9105			

項目	契約種別	納付方法	項目	契約種別	納付方法
府 民 税	35	前納・期別	12. 水 道 料 金	※22	月 払
定 資 産 税	35	前納・期別	13. 住 宅 使 用 料	25	月 払
軽 自 動 車 税	35	全 納	14. 駐 車 場 使 用 料	30	月 払
国民健康保険税	35	期 別	15. 学 童 保 育 料	30	月 払
介護保険料	28	期 別	16. 後期高齢者医療保険料	28	月 払
C-TV利用料	30	月 払	17. 学 校 給 食 費	30	月 払
7. 特定環境公共下水道使用料	30	月 払	18. こども園利用料	30	月 払
8. 農業集落排水使用料	30	月 払	19. こども園給食費	30	月 払
9. 林業集落排水使用料	30	月 払	20. こども園一時預かり利用料	30	月 払
10. 浄化槽使用料	30	月 払	21. こども園延長利用料	30	月 払
11. 簡易排水使用料	30	月 払			

下水道 (いずれかに○)

上水道

下水道使用料は「7～11番」のいずれかに○印をご記入ください。
 水道料金は「12番」に○印をご記入ください。
 他にも口座振替をご希望される項目がありましたら○印をご記入ください。